

押切自治会規約

第1章 総則

第1条（名称及び事務所）

本会は市川市押切自治会（以下「本会」という）と称し、事務所を会長宅に置く。

第2条（目的）

本会は会員及びその家族相互の親睦を図り、内外各種団体との連絡を密にし、会員の福祉の増進と既存諸施設の保存維持及び拡充に務め、住み良い街にすることを目的とする。

第3条（活動）

本会は前条の目的を達成するために次の活動を行う。

- （1）施設及び環境の整備改善に関すること。
- （2）文化的生活の向上及び福祉、厚生、衛生に関すること。
- （3）防犯、防火、交通安全、公害等の諸対策に協力すること。
- （4）子どもの育成に対し、諸活動事業に関すること。
- （5）本会の目的達成に必要な各種団体及び公共機関との連絡提携を図ること。
- （6）その他第2条の目的達成のため必要とすること。

第2章 会員

第4条（会員及び資格）

本会の会員は押切地区に居住する世帯主を以て組織し、その資格は本地区に居住することになったとき取得し、転出（地区内の転居を除く）したとき喪失する。

第5条（権利）

本会の会員はすべて次の権利を有する。

- （1）会員は本会のすべての活動に参加することができる。
- （2）本会員は本規約に基づき役員を選出に関する選挙権及び被選挙権を有する。

第6条（義務）

本会の会員はすべて次の義務を負うものとする。

- （1）会員は本規約を守り、機関の決定に基づいた健全な運営に参加協力する。
- （2）会員は定められた手続により役員に選出された場合には就任する。
- （3）会員は別に定める会費及び機関の決定した資金を納入する。

第3章 機関

第7条（機関の名称）

本会に次の機関を置く。

- （1）総会
- （2）役員会

第 8 条（定期総会）

定期総会は毎年 4 月に会長が召集する。

第 9 条（臨時総会）

臨時総会は次の場合に会長が召集する。

- (1) 役員が必要と認めた場合。
- (2) 組長の 3 分の 1 以上の要求があった場合。

第 1 0 条（総会の構成）

総会は本会の最高決議機関であって、出席権者をもって構成し、議長は会長がこれにあたる。

第 1 1 条（総会の成立）

総会は出席権者の 3 分の 2 以上の出席をもって成立する。ただし、委任も認める。

第 1 2 条（総会の決議事項）

本会の次の事項は総会で決定しなければならない。

- (1) 本規約の制定、改廃に関する事。
- (2) 本会の会費に関する事。
- (3) 本会の運営に関する予算、決算に関する事。
- (4) 本会役員を選出に関する事。
- (5) その他会員の総意を必要とする事項の審議に関する事。

第 1 3 条（議事の決定）

議事は総会出席権者の過半数の賛成により決定する。可否同数のときは、議長の決するところによる。

第 1 4 条（役員会）

役員会は総会の決定に基づく会務を執行する唯一の執行機関であり、かつ総会につき議決機関である。

第 1 5 条（役員会の議決）

役員会は構成員の 3 分の 2 以上の出席により成立し、議決は出席者の過半数の賛成を得て成立する。

第 1 6 条（役員会の責務）

役員会は総会に必要な議事を提案し、自治会の財政を管理運営する責務を負うとともに、日常の活動について会員に適宜知らせなければならない。

第 4 章 役 員

第 1 7 条（役員）

本会に次の役員を置く。

- 会長 1 名
- 副会長 1 名

会計 1名
理事 若干名
監事 2名

第18条（役員の職務）

役員の職務は次の通りとする。

- (1) 会長 会長は本会を代表し、会務を統括する。
 - (2) 副会長 会長を補佐し、会長に事故のあるときはその職務を代行する。
 - (3) 会計 会計は本会の経理を担当する。
 - (4) 理事 理事は、各部門を担当し、会務の執行にあたる。
 - (5) 監事 監事は会務及び経理を監査し、その結果を総会に報告する。
2. 各理事の担当部門は別に定める。

第19条（役員の選出）

各役員は次により選出する。

- (1) 会長は会員の中から会員の投票により選出する。但し、投票の方法については役員会において決める。
- (2) 副会長及び会計は新会長の指名による。
- (3) 理事は会員の投票又は推薦による。
- (4) 監事は総会の承認を得て会長が任命する。

第20条（役員の任期）

役員の任期は2カ年とする。但し、再任は妨げない。

第21条（役員の辞任及び補充）

役員が辞任する場合には事由を付して会長に申し出、役員会の承認を得なければならない。なお欠員が生じた場合は速やかに補充するものとし、任期は前任者の残任期間とし、その方法は本規約第19条に準じて行うものとする。

第22条（顧問）

本会に顧問を置くことができる。

- (1) 顧問は会長が役員会に諮り総会の承認を得て委嘱する。
- (2) 顧問は本会の諮問に応ずるほか会に出席して意見を述べることができる。

第23条（財産の管理）

本会の資産は役員が管理する。

第23条の2（基金）

本会に「押切自治会・特別管理運用基金制度」を設け、この管理運営等に関する必要な事項については別に定める。

第5章 組

第24条（組）

本会の運営をはかるため連絡機関として組を置く。

第25条（組の活動）

組は総会及び役員会の決定事項の周知徹底及び会員の本会の活動に対する意見をまとめて、総会に図るため活動する。

第26条（組長）

各組には組長1名を置き、その補佐として副組長を置くことができる。その選出方法は各組内において行うものとする。

2. 組長は理事の指揮により組内に本会の活動の周知徹底を図り、本会会費等の徴収にあたる。

第27条（組長の任期及び補充）

組長の任期は1カ年とする。但し、再任は妨げない。

2. 組長の欠員を生じた場合は、速やかに補充し、任期は前任者の残任期間とする。

3. 会長、副会長及び会計の職務にあるときは、組長を兼務することはできない。

第6章 会 計

第28条（経費）

本会の経費は次に掲げる収入によるものとする。但し、経費の返還については、いかなる場合においてもこれを認めない。

(1) 会費 会費は本会の一般財源に充てるものとし、その額は一世帯当たり月額250円とする。但し、マンション、アパート等に居住する会員の会費の額の算定は、各建物一棟当たりを単位に積算するものとし、それぞれの住宅総戸数の八割に相当する数に100円を乗じて得た額をその一棟当たりの月額とする。

(2) 寄付金

(3) 駐車場使用料 本会が管理運営する「押切いこいの家」隣接地に保有する駐車場の使用料については、本会の一般財源に充てるものとする。

(4) その他の諸収入

第29条（会費の改正）

会費の改正は総会において3分の2以上の承認を必要とする。

第30条（会計年度）

本会の会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

第7章 会計監査

第31条（監査）

会計監査は経理運営が適正に行われたか、否かを監査する。

第32条（監査の時期及び内容）

監査の時期は3月31日とし、その内容については次の通りとする。

(1) 会費その他の入金の確認及び預金通帳との照合

- (2) 収支に関する伝票と領収書等との照合
- (3) 記録簿の監査
- (4) 金銭その他自治会資産の確認
- (5) その他必要事項

第 8 章 神社及び祭礼

第 3 3 条 (地区神社の運営)

本地区の稲荷神社、巖島神社（弁財天）及び浅間神社の維持運営に関しては、宗教法人稲荷神社規則（昭和 2 年 3 月 1 0 日承認。以下「神社規則」という）に諮り、神社役員がこれにあたる。

第 3 4 条 (神社役員)

前項の神社役員は次の通りとする。

- (1) 代表役員（宮司） 1 名
 - (2) 責任役員 3 名
 - (3) 氏子・崇敬者の総代 3 名（うち 1 名は自治会長。以下「総代」という）
- 2 . 神社役員の職務、任期、及び選出方法については神社規則による。

第 3 5 条 (協賛)

本会は必要に応じ、本地区の氏神（産土神）としての当神社の維持運営に協力し、次の事項を行う。

- (1) 建物の維持管理に関すること。
 - (2) 神社役員に選出に関すること。
 - (3) 初参りに関すること。
 - (4) 祭礼、その他記念行事に関すること。
 - (5) 広報活動に関すること。
 - (6) その他必要事項に関すること。
- 2 . 本まつりは 4 年毎に実施する。

第 3 6 条 (宗教の自由)

本会は当神社の業務活動に関し、会員個人の宗教の自由を侵してはならない。

第 9 章 子ども育成会

第 3 7 条 (目的)

子ども会の活動を助け、子どもの幸福な成長を図るため、本会の専門部会として子ども会育成会（以下「育成会」という）を置く。

第 3 8 条 (役員)

育成会役員は、次の通りとする。

- 会長 1 名
- 副会長 1 名
- 理事 若干名

第39条（役員を選出）

役員は育成会会員の中から選出する。

2. 役員の職務及び任期については、本会役員の規定を準用する。

第40条（育成会への協力）

本会は、育成会の事業活動に協力し、関係団体との連絡協調を図り、その運営に助力する。

第10章 雑 則

第41条（会館の運営）

本会事業運営のため、押切自治会館、及び押切いこいの家を設置する。

2. 前項の自治会館、及びいこいの家は、会議場として使用するほか会員の親睦、並びに福利厚生を推進を図ることを目的とする。

3. 自治会館、及びいこいの家の利用に関する規定は別に定める。

第42条（弔慰金）

本会は会員及びその家族の死亡に対し、弔慰金を遺族におくこととし、その金額は金10,000円とする。

第43条（関係団体に対する助成）

本会は、地区住民の福祉発展のため、次の関係団体に対し、予算の範囲内において助成金を交付する。

- (1) 子ども会育成会
- (2) 婦人会（押切支部）
- (3) 老人クラブ（押切長寿会）
- (4) 消防第22分団

第44条（その他）

本会の業務遂行のため必要な諸規定及び細則は役員会の議決を経て、別にこれを定める。

第45条

その他、事あるときは、役員協議の結果、これを処理する。

第46条（防災会）

本会に「押切自治会防災会」を設置し、この会の管理運営等に関する必要な事項については別に定める。

附 則

1. この規約は昭和54年7月1日制定し、昭和54年7月1日より施行する。

2. その規約の一部改正は、平成3年4月1日より施行する。

3. 育成会の運営に関しては、新規約（第39条）により役員が選出されるまでは従前の例による。

4. この規約の一部改正は、平成9年4月1日より施行する。

5 . 改正前の第 3 5 条の (4) に定める各組の年版については、平成 7 年 4 月 1 日付にて廃止したので削除する。